

## 青森市内の事業者のみなさんへ

しょうがいしゃさべつかいしょうほう

障害者差別解消法が改正されました。

# 令和6年4月1日から、事業者による 障がいのあるかたへの合理的配慮の 提供が義務化されます！

## 【障害者差別解消法とは】

障がいを理由とする差別の解消を目的とした法律。平成25年6月に制定され、国の行政機関や地方公共団体等による障がいのあるかたへの合理的な配慮の提供は、「過重な負担がない範囲」において義務付けられる。（事業者は努力義務）

令和3年6月の同法の一部改正により、「令和6年4月1日」から事業者についても義務付けられます。

## 合理的配慮とは？

合理的配慮とは、障がいのあるかたから社会的障壁※を取り除いてほしいと意思の表明があった場合に、「過重な負担※とならない範囲」でできる対応をすることです。国の行政機関や地方公共団体などと同様に、事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられます。

合理的配慮の提供に当たっては、障がいのあるかたと事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要です。

※社会的障壁 障がいのあるかたにとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行観念その他一切のもの。

■「過重な負担」の判断は、個別の事案ごとに以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

- ◎ 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ◎ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ◎ 費用・負担の程度
- ◎ 事務・事業規模
- ◎ 財政・財務状況

裏面に続きます。



## 合理的配慮の提供における留意点（対話の際に避けるべき考え方）

- 「前例がありません」 → 個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由になりません。
- 「特別扱いできません」 → 障がいのある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的です。
- 「もし何かあったら…」 → 漠然としたリスクだけでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのリスク低減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。
- 「その障害種別ならば」 → 同じ障害種別でも程度などによって適切な配慮が異なりますので、一括りにしないで検討する必要があります。

## 合理的配慮の具体例

段差のある場所でスロープを設置するなどして車いすの人を補助する。



代筆を頼まれたとき、代筆に問題のない書類の場合は、意思を十分確認しながら代筆する。



意思疎通のため、筆談やタブレット端末を利用する。



- 法の概要や合理的配慮の事例など、詳しくは、『障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト』（内閣府）  
<https://shougai-sha-sabetukai-shou.go.jp> をご確認ください。

- 発行：青森市福祉部 障がい者支援課 〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号（駅前庁舎1階）  
電話：017-734-5319 FAX：017-734-5329